

砂川事件裁判国家賠償

請求訴訟ニュース

2022年8月27日発行

【第9号】

第8回口頭弁論が開かれる(6月27日)

次回第9回口頭弁論は9月26日(月)14:00～東京地裁第103号法廷

砂川事件裁判国家賠償請求訴訟の第8回口頭弁論が6月27日(月)14時から開かれました。新型コロナウイルス感染症対策でこれまで取られていた傍聴席の利用制限措置が6月13日に解除されたため、会員の皆さんにはなるべく多くの方においていただけるよう急遽お声がけをお願いしました。おかげさまで傍聴席はほぼ満席となりました。皆様の御支援に改めて感謝申し上げます。

今回は、原告準備書面(14)に基づき、原告らが公平な裁判所の裁判を受ける権利が侵害されていることの補充の主張を細川弁護士が20分にわたり行いました。また、裁判長からは、「いまだに調査囑託についてアメリカ公文書館から回答が来た報告がない。そのような状況だがいつまでその回答をお待ちするかについての御意見と今後の立証の計画があるのかどうか聞きたい」との問いかけがあり、武内弁護士が、「回答があるのが一番だが、既に公文書を手に入れた方々の陳述書を出している。時機を見てこの方々の証人申請をしたいと考えている」と答えました。また、裁判長が被告側(国)のほうでは今後の立証計画はあるかと質問したところ、被告側からは特にないという発言がありました。

次回第9回口頭弁論は9月26日(月)14時から、東京地裁第103号法廷で開くことを決め、14時33分に閉廷しました。

【裁判報告会(6月27日)】

第8回口頭弁論のあと、参議院第二議員会館多目的室で報告会を行いました。こちらも多くの方に御参加いただき、弁護団説明、原告発言に続き、参加者から活発な質問や意見が出されました。(詳細は次のページを御覧ください)

